

## 令和 5 年度大紀町一般廃棄物処理実施計画

大紀町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条に基づき、令和 5 年度大紀町一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和 5 年 4 月 1 日

大紀町長 服部 吉人

### I 令和 5 年度大紀町一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理年度計画）

#### 1. 大紀町の概要（令和 5 年 3 月 31 日現在）

計画人口	7,533 人
計画世帯数	3,825 世帯
世帯計画区域内の面積	233.32 km <sup>2</sup>

#### 2. ごみ処理施設等

施設名	所在地	処理方法	処理能力	稼働開始年月日
香肌奥伊勢資源化プラザ	多気郡多気町丹生 4290	可燃物： 民間へ処理を委託する	民間焼却施設： 604 t / 日	令和元年 7 月 29 日 (委託開始年月日)  平成 13 年 4 月 1 日
		資源物：資源化	廃棄物再生利用施設（リサイクルプラザ）： 13 t / 日	
香肌奥伊勢エコ・ランド	度会郡大紀町大内山 2571-6	処理残渣：埋立	3,472 m <sup>2</sup>	平成 18 年 4 月 1 日

※ 香肌奥伊勢資源化プラザ（以下「資源化プラザ」）及び香肌奥伊勢エコ・ランド（以下「エコ・ランド」）の運営は、多気郡多気町、多気郡大台町、度会郡大紀町で共同設置する香肌奥伊勢資源化広域連合が行い、一般廃棄物の処理及び収集を実施する。

資源物については資源化プラザで中間処理を行い、その工程で発生する処理残渣をエコ・ランドにおいて埋立処分を行う。

#### 3. 分別収集するごみの種類及び区分並びに処理方法

種類	分別区分	処理方法
紙類、布類、プラスチック類、皮革類、生ごみ、草木等可燃性全般	可燃ごみ	可燃ごみは民間へ処理を委託

缶類及びビン類に属さない不燃物全般（指定ごみ袋に入るもの）	資源 ごみ	不燃物	破碎、選別 （選別後の可燃物は焼却委託）
飲料の缶、食品の缶づめ、菓子缶、オイルの缶、塗料の缶等		缶類	選別、圧縮
飲料用のビン、食品のビン、酒のビン、食用油のビン等		ビン類	選別（透明・茶・その他）
「プラ」マークの入った容器包装プラスチック		プラ類	圧縮、梱包
PETマークの入ったボトル		ペットボトル	圧縮
乾電池、ボタン電池、携帯電話のバッテリー等	有害 ごみ	電池	選別
蛍光灯、水銀ランプ等		蛍光灯	選別
殺虫剤の缶、カセットボンベ等の缶等		スプレー缶	選別
ライター、点火棒等		ライター類	選別
家具、布団、自転車、大型家電製品等（指定ごみ袋に入らないもの）、古紙		粗大ごみ	破碎、選別 （選別後の可燃物は焼却委託）

#### 4. 中間処理後のリサイクルについて

分別区分		処理方法	リサイクル方法
可燃ごみ		焼却	可燃ごみは民間へ処理を委託する
資源 ごみ	不燃物	破碎、選別	鉄、アルミ、銅、廃家電に選別し、有価物として指名事業者に売却するが、廃家電は国の小型家電処理認定事業所に処理委託（逆有償）
	缶類	選別、圧縮	スチール缶とアルミ缶を有価物として指名事業者に売却
	ビン類	選別（透明・茶・その他）	財団法人容器包装リサイクル協会を通じて処理委託（逆有償）
	プラ類	圧縮、梱包	財団法人容器包装リサイクル協会を通じて処理委託（逆有償）
	ペットボトル	圧縮	有価物として指名事業者に売却

分別区分		処理方法	リサイクル方法
有害ごみ	電池	選別	指名事業者処理委託（逆有償）
	蛍光灯	選別	指名事業者処理委託（逆有償）
	スプレー缶	選別	指名事業者処理委託（逆有償）
	ライター類	選別	指名事業者処理委託（逆有償）
粗大ごみ		破碎、選別	鉄、アルミ、銅、廃家電に選別し、有価物として指名事業者へ売却するが、廃家電は国の小型家電処理認定事業所に処理委託（逆有償）

## 5. ごみの収集回数及び方法

### ① 家庭系ごみ

種別	収集回数	収集車両	指定ごみ袋等	処理手数料
可燃ごみ	週2回	パッカー車	450（大）と200（小）（紫の文字）	無料
不燃類	月1回	ダンプ車	350（緑の文字）	無料
缶類	月1回	ダンプ車	350（緑の文字）	無料
ビン類	月1回	ダンプ車	350（緑の文字）	無料
プラ類	月2回 7月以降週1回	パッカー車	450（青の文字） 350（緑の文字）	無料
ペットボトル	月1回	パッカー車 （一部ダンプ車）	450（青の文字） 350（緑の文字）	無料
有害ごみ	月1回	ダンプ車 （一部パッカー車）	指定袋なし	無料
粗大ごみ	直接搬入	指定なし	資源化プラザ：原則平日に受入対応	10kgにつき 100円

※ 粗大ごみ以外は、ステーション方式で収集を行う。

### ② 事業系ごみ

- (1) 事業系ごみについては、事業者自らが直接資源化プラザに搬入するか、事業者が下記の許可業者に収集運搬を委託し資源化プラザへ搬入する。手数料は可燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ全て10kgにつき150円で、粗大ごみ及び産業廃棄物に該当するものは取扱いしない。
- (2) 許可業者

- ・三光運輸（株） ・小藤みどり ・大達建設（株） ・久保紙業（株）
- ・（有）クリーンサービス浜口 ・エムテック（株） ・（有）尾鷲環境開発
- ・NHS（日本ハイウェイサービス）名古屋

③ 一時多量の家庭系ごみ

(1) 遺品整理・引越等において一時的多量に出る家庭ごみにおいては、直接資源化プラザへ搬入するか下記の許可事業者と契約し資源化プラザへ搬入する。

(2) 許可業者

- ・久保紙業(株) ・小藤みどり ・エムテック（株） ・K T S（株）
- ・(株) kousui ・(株) クリーンハート ・ 大達建設（株）
- ・谷口電機工事店 谷口実修 ・エコスマイル 濱田哲生
- ・(有)野田建設 ・(株) 西工務店 ・山添建設(有) ・(株) 伊藤建設
- ・マルヨシ設備 小倉丈司

6. 一般廃棄物（ごみ）の排出量の見込み

(単位：t)

	可燃ごみ	不燃類	缶類	ビン類	プラ類	ペットボトル	電池	蛍光灯	スプレー缶	ライター類	粗大ごみ	合計
家庭系	1,502	65	12	56	56	21	5	1	2	0	82	1,802
事業系	401	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	401
合計	1,903	65	12	56	56	21	5	1	2	0	82	2,203

7. 資源化プラザの一般廃棄物（ごみ）の処理量の見込み

(単位：t)

	可燃ごみ	不燃類	缶類	ビン類	プラ類	ペットボトル	電池	蛍光灯	スプレー缶	ライター類	粗大ごみ	合計
資源化プラザ	1,903	65	12	56	56	21	5	1	2	0	82	2,203

8. ごみの排出抑制について

① 可燃ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化を推進するためにコンポスト等の購入に対し補助金を交付する。

また、町内の収集拠点において年に7回の再生資源回収事業を実施するとともに、再生資源の集団回収をする団体の活動の奨励を行う。

② 資源回収の見込

	段ボール	雑誌	新聞	一升瓶	アルミ缶	古着
再生資源回収事業	12.0 t	10.0 t	14.0 t	50本	0.2 t	0 t

再生資源集団回収事業 (町内団体実施)	3.0 t	2.0 t	11.0 t	0本	1.5 t	0.5 t
合計	15.0 t	12.0 t	25.0 t	50本	1.7 t	0.5 t

## II 令和5年度大紀町一般廃棄物処理計画（生活排水処理年度計画）

### 1. 大紀町の概要（令和5年3月31日現在）

計画収集人口および世帯数		7,533 人	3,825 世帯
水 洗 化	合併処理浄化槽人口	3,993 人	
	公共下水道人口	0 人	
	単独浄化槽人口	1,815 人	
非水洗化人口		1,725 人	
区域の面積		(大紀町全域)	233.32 km <sup>2</sup>

### 2. 生活排水処理の計画処理区域

施設の種類の	計画処理区域
合併処理浄化槽 (個人設置型)	町内全域

### 3. し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集量の見込み（単位：kℓ/年）

処理 種類	し尿	浄化槽汚泥	合計
収集量	843	3,475	4,318

### 4. し尿及び浄化槽に係る汚泥等の収集、運搬

本町のし尿及び浄化槽の汚泥の収集運搬区域は、本町全域とし地域別に4社の許可事業者により行います。

許可事業者	許可の区分	地域
(有)大紀環境クリーンサービス	し尿、浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び浄化槽清掃業	柏野、崎、錦、駒、間弓

(有)大進産業大宮衛生社	し尿、浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び浄化槽清掃業	永会（古里、藤、木屋） 阿曾、川口、米ヶ谷
(有)大光クリーン	し尿、浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び浄化槽清掃業	黒坂、神原
(有)モリ環境サービス	し尿、浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び浄化槽清掃業	野原（黒坂以外）、野添、 打見、金輪、三瀬川、 船木、滝原

#### 5. し尿、浄化槽汚泥の中間処理、処分について

し尿及び浄化槽汚泥は、奥伊勢広域行政組合が管理・運営する奥伊勢クリーンセンターで処理を行います。処理過程で発生するし渣、汚泥は施設内で焼却し、焼却処理した後の灰については民間施設に搬入しセメントの原料として資源化しています。

施設名称	奥伊勢広域行政組合（奥伊勢クリーンセンター）
所在地	多気郡大台町菅合 1621 番地 3
処理対象物	し尿・浄化槽汚泥
処理方法	浄化槽汚泥対応型/膜分離高負荷脱窒素処理方式
処理能力	40 kℓ/日
使用開始年	平成 18 年 3 月
構成市町村名	度会郡大紀町、多気郡大台町

#### 6. 生活排水処理対策の推進

- (1) 合併処理浄化槽区域においては、単独浄化槽や汲取り式便槽を使用している家庭については、合併処理浄化槽の転換を推進します。
- (2) 住宅密集地区など、個々の合併処理浄化槽の設置が困難なところでは、浄化槽の共同設置について検討します。